

米国商業銀行の対外活動

—「石油危機」(1973)以降を中心に—

中 本 悟

はじめに

1973年の「石油危機」を契機とする OPEC におけるオイルダラーの発生と先進資本主義国の不況、そして他方では、アメリカにおける金利平衡税や対外投融資規制の撤廃によって、米国商業銀行(以下、米銀と略記)の対外活動は大きく変化した。本稿の目的は、この変化を主として対外貸出に焦点をあててトレースするとともに、そうした変化が米銀に対してもたらした諸問題を明らかにしたうえで、今後の展望を探ることにある。

ところで、こんにちの大手米銀は海外数10ヵ国に拠点を配置し、米国国内店および在外拠点のネットワークを通じて、顧客の資金需要の動向や国内金利やユーロ金利などの動向に応じて、グローバルな活動を展開する多国籍銀行である。したがって、米銀の対外活動は、国内店と海外支店と

の双方から捉えられねばならない。米銀の対外活動についてわれわれが統計的に捕捉できるのは、

(1) 在米銀行(Banks in the U. S.), (2) 在外支店(Foreign Branches), (3) 米国内店・在外支店(U. S. Offices and Foreign Branches of U. S. Chartered Banks)についてである。以下、順次検討する。

1 在米銀行の対外活動

在米銀行(米国免許の銀行および外銀の在米支店・営業所・多数株所有会社¹⁾)の対外債権(表1)は、前述のとおり74年に米銀に対する対外投融資規制が解除されたこともあり、73年の255億ドルから85年の4362億ドル(17倍)に増加した。ドル建債権は、銀行自身の債権と国内顧客の債権とに分かれるが、後者は全体の10%前後にすぎず、大部分は前者である。そこで、この銀行自身の対

表1 在米銀行¹⁾の対外債権残高の構成

(年末, 単位: 億ドル, %)

	1973	1978	1981	1982	1985	1978	1981	1982	1985
銀行の対外債権	NA	1,153	2,516	3,557	4,079	91.1	87.5	89.8	93.5
公的機関	14	101	313	454	603	8.0	10.9	11.5	13.8
外国銀行	51	402	747	1,214	1,212	31.8	26.0	30.7	27.8
自行在外支店 ²⁾	NA	415	965	1,273	1,764	32.8	33.6	32.1	40.4
その他外国居住者	65	233	490	616	500	18.4	17.0	15.6	11.5
国内顧客の債権	NA	112	360	403	287	8.9	12.5	10.2	6.5
(A) ドル建債権残高合計	255	1,265	2,876	3,960	4,362	100.0	100.0	100.0	100.0
(B) ドル建 IBF 債権				1,407	1,903				
(B)/(A) (%)				35.5	44.2				

(注) 1) 在米銀行には、在米外銀(在米支店、営業所、多数株所有子会社)を含む。

2) 自行在外支店とは、米銀の場合、在外支店、在外小会社をさす。在米外銀の場合、本国の親銀行、同一銀行在外支店をさす。

(出所) Federal Reserve Bulletin, various issues, Treasury Bulletin, various issues より作成。

1) 1980年において、外銀の在米支店資産は846億ドル、営業所資産は586億ドル、投資会社資産は28億ドル、合計1460億ドルであり、米国商業銀行全体の資産の10.5%を占めた。Peter Merrill Associates,

The Future Development of Foreign Banking Organizations in the U. S., American Bankers Association, 1981, p. 12, および *Federal Reserve Bulletin* より。

外債権の相手機関をみると、「石油危機」以降、その他外国居住者(外国企業および米系多国籍企業在外子会社と考えてよい)向けが減る一方で、公的機関、外銀、自行在外支店向けが増えており、なかでも自行在外支店向けは30%を越えている。また、ドル建債権のうち、1981年に設置された米国版オフショア取引であるIBF(International Banking Facilities)勘定によるものが、85年には44.2%に達し、いまや在米銀行の対外取引の半分近くがIBF勘定によって行われているのである。

つぎに、これらの対外債権の相手国別構成をみると²⁾、1974年から85年の間に、ラテン・アメリカとカリブ海諸国向けが、33.1%から50.0%に増加し、このうちバハマ・ケイマンとブラジル、メキシコとで40%近くを占めた。ついで大きなシェアを占めるのがヨーロッパ地域であるが、とくに大規模のユーロ市場所在地であるイギリス向けが、85年には16.0%を占めた。以上の諸地域とは逆に、同期間にカナダ(5.8%→4.3%)、日本(28.2%→8.4%)、アフリカ(2.7%→1.3%)は大きくシェアを減らした。こうして、米銀は「石油危機」以降、イギリス、バハマなどのユーロ市場と、ブラジル、メキシコなどのNICsに対する貸出を増大させた。そして、こうした動きが、表1の自行海外支店、外国銀行向け債権の増大と、他方では公的機関向け債権の増大として示されるのである。

つぎに在米銀行の債務をみると、1973年の705億ドルから85年の4342億ドル(6.2倍)に増加した。この債務の構成をみると、先の債権とは異なり、78年には債務全体の52.8%が銀行顧客の債務であった。これは、当時債務全体の54.3%を占めた公的機関向け債務の多くが顧客勘定によるものであったためであり、この銀行顧客勘定による公的機関向け債務だけで在米銀行の対外債務全体の47.1%を占めた。こうした銀行債務の多くは、OPECが在米銀行の勘定を通じて米国財務省証券(TB)を保有するという形態で存在したが、80年代に入ってOPECの経常収支赤字が急増するにつれてTB投資も減少し、したがって在米銀行の

対外的機関向け債務のシェアも低下し、85年には19.4%になった。その結果、同年には、在米銀行の対外債務のうち銀行顧客債務のシェアは23.1%に低下し、大部分は銀行自身の債務となっている。在米銀行の対外債務の相手機関別構成のもう1つの特徴は、外国銀行なかつく自行在外支店向け債務のシェアが一貫して増大している点である。1984年の債務全体のうち外国銀行向けは61.0%を占めたが、このうちの60.7%が自行在外支店向けであった。さらに、対外債務全体に占めるIBF勘定債務のシェアは、81年の19.5%から84年には41.1%にまで増加した。

最後に、在米銀行の対外債務の地域別構成をみると、イギリス、バハマ・ケイマン諸島向けの債務のシェアが一貫して増えており、85年にそれぞれ、17.6%と23.1%を占めた。そして、先にみた在米銀行の対外債権の地域別構成と比較すれば、在米銀行はイギリスに対しては一貫して債務超過であり、ロンドン金融市場が在米銀行にとってはユーロ資金の取入れ口となっている。これとは逆に、バハマ・ケイマンに対しては、ほぼ一貫して大幅な債権超過となっており、これらの地域が在米銀行にとってユーロ資金の放出先となっているのである。しかもこうした在米銀行とロンドン市場、バハマ・ケイマン市場との取引は、先の相手機関別構成からみて、ますます自行在外支店によって行われている、ということが出来る。

2 米銀在外支店の対外活動

米銀の対外活動は1960年代初頭以降、在外支店を主要形態とする海外施設の設置によって推進されてきた。在外支店を有する銀行の数は、1960年の8行から75年の116行を経て84年には163行になり、在外支店は、各時点で124店、762店、905店に増えた。また、その保有資産は、35億ドル→1765億ドル→4522億ドル(129倍)に達した³⁾。

3) 1960年の数値は、*Financial Institution and the Nation's Economy, Compendium of Papers Prepared for the FINE Study, Committee on Banking, Currency and Housing, House of Representatives, U. S. G. P. O., 1976, p. 812.* 75年と84年の数値は、*Federal Reserve Bulletin, various issues, Board of Governors*

2) *Federal Reserve Bulletin, various issues* より算出。

表2 米銀在外支店の顧客別資産・負債 (単位: 億ドル, %)

		1970~73		1974~80		1981~85	
		平均額	%	平均額	%	平均額	%
米国内	国内本・支店	34	4.4	149	4.9	696	15.0
	その他米国居住者	27	3.5	54	1.8	310	6.7
米国外	自行海外支店	122	15.8	626	20.7	914	19.7
	他の外国銀行	334	43.3	1,083	35.8	1,214	26.1
	外国公的機関	15	1.9	195	6.4	245	5.3
	外国非銀行	214	27.7	801	26.5	1,067	23.0
	その他	26	3.4	121	4.0	202	4.2
	資産合計(資産運用)	772	100.0	3,027	100.0	4,648	100.0
米国内	国内本・支店	10	1.3	250	8.3	741	15.9
	その他米国居住者	27	3.5	311	10.3	853	18.4
米国外	自行海外支店	116	15.0	610	20.2	902	19.4
	他の外国銀行	406	42.6	1,051	34.7	951	20.5
	外国公的機関	71	9.2	300	10.0	211	4.5
	外国非銀行	113	14.6	395	13.0	633	13.6
	その他	29	3.8	111	3.7	357	7.7
	負債合計(資金調達)	772	100.0	3,027	100.0	4,648	100.0

(注) 1984年6月以降、債権額報告は資産5000万ドル以上のシェル・ブランチから1億5000万ドル以上のシェル・ブランチに変更された。

(出所) *Federal Reserve Bulletin*, various issues より作成。

米銀の対外貸出は60年代中葉以降、こうして広がった在外支店網を中軸として行われ、それ以前の国内店による対外貸出にとって代わったのである。こうした在外支店を独占的に所有しているのが、10数行の巨大銀行であることも周知のところである⁴⁾。こうした在外支店網が形成されるに至った要因は、個別銀行ごとに異なっているし、また、進出時期や受入国の規制などによっても様々であろうが、つぎの要因は一般的に確認される。すなわち、(1) 米国の貿易と直接投資の発展、(2) ユーロ市場取引の拡大、(3) 国際収支の赤字とそれに続く資本流出規制策、(4) 1966年と69年の金融引締政策下での強い国内資金需要、(5) シェル・ブランチ設置の認可、などである⁵⁾。

このような要因によって設置された在外支店の活動は、その諸特徴によりいくつかの画期があるが、ある研究によれば⁶⁾、(1) 1958年以前の初期

of the F. R. S., *Annual Report*, 1984, p. 182 による。

4) *FINE Study*, *op. cit.*, pp. 883 ff.

5) Kang Rae Cho, *Multinational Banks, Their Identities and Determinants*, 1983, pp. 33-34.

6) *Ibid.*, pp. 35-46.

拡張期、(2) 1959-63年の防衛的拡張期、(3) 1964-74年のオフショア・バンキング・ブーム期、(4) 75年以降の再編期、に分かれる。このうち第2期は、戦前から在外支店を設置していた大手7行に対し、ニューヨークやシカゴなどの大手銀行が、西ヨーロッパの米系多国籍企業子会社顧客の獲得競争をめぐって「寡占的反応」行動をとることによって進出した時期。第3期は、アメリカの国際収支赤字対策として、利子平衡税、対外直接投資規制、銀行の対外投融资規制が実施されるなかで、66年と69年の金融引締政策による金融逼迫期に、ユーロ資金を取入れて国内の強い資金需要に応じるために、ロンドン、バハマ・ケイマンに支店を増設し取引を増やした時期。第4期は、従来のような在外支店急増も

なくなり、むしろ撤退する支店も生じる時期である。こうした新たな動きをもたらす国内要因として、非銀行金融手段(たとえばCP)の発展と在米外国銀行の国内貸出の拡張による米銀の国内シェアの低下があげられる。国際的要因としては、OPECによる資金供給の過剰、先進国の不況、支払能力ある借手国が一部の途上国に限られている、米銀間および米銀と邦銀、西独の銀行との間での競争の激化、などによるユーロ市場のホールセール取引の収益性の悪化などが指摘される。以上の説明は、おおむね首肯できるものであるが、1981年に設置されたIBFが米銀在外支店の活動に与えた影響について看過している点では、きわめて不十分である。したがって、この点を考慮すれば、「石油危機」以降の米銀海外支店の活動については、以下のような画期を確認することができよう。

1974-80年 この期の米銀在外支店の活動は、従来のような外国銀行・外国公的機関などからの資金を純増させ、それを外国非銀行(多国籍企業在外子会社)に貸付けるパターンとは異なっている。すなわち、この期の米銀在外支店は、米国内

のリセッションによる資金需要の低迷のもとで、余剰資金を米国内店を通じて、またその他の米国居住者から直接取入れた。銀行に対する対外投資規制が解除されたことも、こうした活動を促進した。同時に、石油価格の引上げによって生じたOPECの膨大なオイル・ダラーを調達(負債における海外公的機関のシェアの増大)し、それを外国公的機関(非産油途上国)や外国銀行に貸付けた(表2)。

こうした在外支店の活動は、世界各地の支店ネットワークを通じて行われるが、在外支店取引の3分の2を越す取引を行っているロンドン支店とバハマ・ケイマン支店とは、それぞれ特徴的な役割をはたしている。すなわち、ネットでみれば、ロンドン支店はその他の米国内居住者、外銀、外国公的機関から資金を調達し、それを外国非銀行顧客に貸出す一方で、大量の資金を自在在外支店そして外銀に回す。バハマ・ケイマン支店は主として、自在在外支店から資金を調達し、それを最終需要者たる外国非銀行顧客(多国籍企業)や外国公的機関(途上国)に貸付けるというものである。こうしたロンドン支店からバハマ・ケイマン支店への資金の流れは、インター・バンク取引という利鞘の小さな取引をイギリスで行い、利鞘の大きな最終需要者貸出をタックス・ヘイブンで行おうとする銀行の利潤極大化活動をしめすものである⁷⁾。

1981-85年 この期の米銀在外支店の活動の特徴の第1は、資産、負債の両面で国内店ならびにその他米国居住者との取引が急増した点であり、第2に、米銀在外支店の資産・負債にかんする統計が利用できる1969年以来はじめて、他の外国銀行および外国公的機関との取引が絶対的に減少した点である。

このような変化をもたらした大きな要因として、IBFの設立をあげることができる。そこでまず、IBFの性格について必要な限りの諸点をみたく、具体的にIBFがどのように米銀在外支店の活動に影響を与えたかについて検討する。IBFの目的は、米国の預金金融機関に課されている預

金金利規制、支払準備率規制、連邦預金保険料などを免除するとともに、税制上の優遇措置をとることにより、米国金融市場をロンドン金融市場に匹敵する国際金融市場に押し上げることにあった(IBFは、その設置機関の対外取引のための別立勘定なのであり、機関ではない⁸⁾)。IBFの特徴をあげてみると、①IBFを開設できるのは、アメリカの免許をもつ預金受入機関、エッジ法会社、外国銀行の在米支店、営業所である。②IBFは在外支店とは異なり、アメリカ国内居住者からの預金受入れおよびアメリカ国内居住者にたいする貸出はできない。預金・貸出は、外国居住者、他のIBF、当該IBFを設立した機関に限られる。③在外支店が、CDや銀行発行手形のような譲渡可能な金融手段を発行でき資産を流通市場において自由に売買できるのにたいし、IBFは、そのような譲渡可能な金融手段による資金調達はできない。④IBF取引にたいしては、連邦税制上の優遇措置はないが、州税制上の優遇措置がある(ニューヨーク、カリフォルニア、イリノイ、フロリダなど)。以上のような基本的特徴からIBFは米国版オフショア市場といわれ、ユーロ市場の一環を形成する。ところで、IBFが海外支店の活動に大きな影響を与えたのは主として④の特徴にもとづいている。つまり、IBFにたいして優遇税制措置が認められている州では、アメリカ免許の銀行にとっては、対外貸出をシェル・ブランチ経由で行うよりもIBF勘定で行った方が有利な場合が生まれるからである。というのは、州税当局のなかには、シェル・ブランチから生じる利益を事実上、国内の銀行の利益とみなし州の税制を適用してきた州があり、こういう場合、米国免許の銀行は、IBFにたいして認められている優遇税制措置を利用すべく対外貸出をIBF経由で行うであろうからである⁹⁾。

8) IBFについては、S. J. Key, "International Banking Facilities," *Federal Reserve Bulletin*, October, 1982, H. S. Terrell and R. H. Mills, Jr., "International Banking Facilities and the Eurodollar Market," in P. Savona and G. Sutija, ed., *Eurodollars and International Banking*, 1985を参照。

9) IBFに対しては連邦税は免除されないで、外

7) *FINE Study, op. cit.*, p. 828.

このような在外支店取引から本店 IBF 勘定への取引の振替は、パナマ・ケイマンのシェル・ブランチにおいて、顕著である。すなわち、従来パナマ・ケイマン支店の取引は一貫して増加してきたのが、IBF 成立後初めて、その資産＝負債は76億ドルの減少となった¹⁰⁾。これは、同支店の米国外取引(とくに銀行、公的機関、非銀行向け)が、資産、負債の両方で急減したためである。具体的には、一方で、米国外貸出を本店 IBF 勘定に振替えたのであり、その結果、米国外向け債権は、343億ドル減、米国内に対する債権は271億ドル増となった。他方、米国外債務は294億ドル減、米国内向け債務は183億ドル増となった。後者のうち国内非銀行居住者向け債務の増大は、IBF への預金を禁止されている彼らが国内 CD よりも金利の高いユーロ CD を求めて、シェル・ブランチに預金を増大させたためである¹¹⁾。こうした米国外取引の米国内取引への振替が、前掲表1のような在米銀行取引の増大に結果した。なお、この期の米銀在外支店が外国公的機関向け貸出を減らしたのは、82年におきたメキシコの累積債務危機を契機に米銀が途上国貸出を抑制したためであることもつけ加えねばならない。

以上が「石油危機」以降の米銀在外支店活動の概観であるが、こうした活動はそれぞれの特徴をもつ世界各地の拠点網を通じて行われる。ユーロ市場発祥の国イギリスには、1979年現在、連銀加盟銀行が支配する全在外支店789のうち64の支店があり、その資産は全在外支店のその3分の1を越える¹²⁾。支店に現地法人子会社を加えた保有資産は1060億ドル、すなわちイギリスの全銀

行の総資産の4分の1を占めた¹³⁾。米銀は支店、現地法人によりマーチャント・バンキング、商工業、投資コンサルティング、証券決済代行業などの卸売り金融サービスや小売り業務を広範に行っている。また、大陸ヨーロッパではもっとも米銀が進出しているフランスでは、1977年現在、米銀は17支店を有し、現地法人形態の商業銀行を加えた在仏銀行拠点の資産は、フランスの預金受入銀行全資産の5%を占める¹⁴⁾。在仏支店は主として卸売り業務を行っているが、米系多国籍企業に在仏子会社にたいして、仏銀は現地の十分な金融情報が必要とする株式・社債の発行業務、ファクタリング、現地中・長期貸付を行い、他方米銀は、その国際的ネットワークを生かして国際的資金管理、スワップ取引を提供し、米仏銀行間には一定の分業関係が形成される¹⁵⁾。だが、近年には米銀在仏支店も株式・社債の発行引受け業務(国内ではグラス＝スティーガル法によって禁止されている)、合併仲介業務などに進出しつつある。また、Citibank がアフリカ13カ国に130拠点をもち Banque Internationale Pour L'Afrique Occidentale の株式を49%持つなど、米銀にとって在仏拠点はフランス語圏アフリカ諸国への進出のリーダー地としての役割も果たしている¹⁶⁾。

つぎに、70年代初頭以来急成長してきたアジアカレンシー市場における米銀の活動を、代表的なオフショア・バンキング・センターであるシンガポールと代表的なアジア NICs である韓国とについてみてみよう¹⁷⁾。

シンガポールの銀行業は、1970年の銀行法によって、完全(Full License)銀行、限定銀行(Restrict Banking)、オフショア・バンクの3種類から成っており、地場銀行はすべて完全銀行である。1982

銀の場合シェル・ブランチから IBF に資産を振替えることにより、むしろ連邦税は増える。したがって外銀は在米拠点資産を IBF に振替えたが、なかでも邦銀と伊銀だけで82年の外銀 IBF 資産の3分の2を占めた。両国の銀行はパナマ・ケイマン支店をほとんどもたず、米国内に支店と資産を有していたからである。H. S. Terrell and R. H. Mills, Jr., *Ibid.*, p. 188.

10) 1981年11月と82年11月の比較。Federal Reserve Bulletin, June 1982, March 1983による。

11) H. S. Terrell and R. H. Mills, Jr., *op. cit.*, p. 199.

12) Federal Reserve Bulletin, October 1980, p. 832.

13) U. S. Department of Treasury, *Report to Congress on Foreign Government Treatment of U. S. Commercial Banking Organizations*, 1979, p. 80 (加藤隆俊監訳『各国における外国銀行規制の実態』p. 116)。

14) *Ibid.*, p. 52 (邦訳 p. 63)。

15) Olivier Pastré, *Multinationals: Bank and Corporation Relationships*, 1981, pp. 231-235.

16) *Ibid.*, p. 249.

17) 以下の叙述は、Kang Rae Cho, *op. cit.*, pp. 99-149 に負っている。

年現在商業銀行は118行であり、そのうち13行が地場銀行、残り105行が外国銀行(そのうち68行がオフショア・バンク、24行が完全銀行、13行が限定銀行)である。シンガポール政府は1968年にオフショア・バンキングを許可し、つづいて75年に金利の自由化、78年に外国為替管理の撤廃、さらにはオフショア利子収益にたいする税率を40%から10%にするなど種々のオフショア取引にたいする優遇措置をとってきた。一連の措置によりオフショア・バンクは、1973年の7行から82年の68行に急増し、外国銀行がシンガポール国内外の銀行取引の80%を占めるにいたった。

さて、米銀は1980年末において20支店(4行が完全銀行、16行がオフショア・バンク)を設置し、シンガポールの商業銀行の全資産の23.2%を占めていた。米銀はオフショア取引において支配的地位を占めているが、在シンガポール支店の特徴として預貸比率が地場銀行よりも相当低い点が指摘できる。たとえば1980年において、地場銀行のそれが75.7%であったのにたいし、米銀支店のそれは39.0%であった。これは、シンガポール支店が本店ならびに自行在外支店にたいする資金供給地であることによる。実際、1980年に、シンガポール支店の本店・自行在外支店にたいする債務は27億1300万ドルであったが、債権は54億3900万ドルであり、大幅な債権超過であった。シンガポール支店は、大口のシンジケート・ローンを行っている香港支店に資金を供給しているものとみられる。香港には、オフショア利子収益課税がないからである。その結果、米銀在シンガポール支店の収益性は地場銀行に比べて相当悪いが、これは一面で米銀のグローバル戦略の表現なのである¹⁸⁾。米銀はシンガポールで、こうしたオフショア取引を行う以外にも、外国為替業務、プロジェクトファイナンス、国際的資金移転業務などを行っている。いくつかの米銀は、シンガポール支店を外国為替取引センターとして位置づけている。

18) こうした戦略は、資産と収益の地理的分布のズレとして表われる。たとえば Citicorp は1983年に、カリブ・中南米に総資産の14.5%しか存在しなかったのに税引後価値証券取引前の収益のシェアは32.8%であった。Citicorp, *Annual Report*, 1983, p. 49.

つぎに韓国における米銀の活動をみてみよう。同国の銀行制度は、5大銀行を核とする市中銀行と特殊産業に融資をする特殊銀行から成っており、後者は韓国の銀行の総資産の40%を占めている。1970年から83年の間に、商業銀行の全資産は、7290億ウォンから3兆ウォン(41倍)に増加したが、同期間に商業銀行による海外借入は280億ウォンから3兆59億ウォン(109倍)に増大した。一方、在韓外国銀行は1970年には6行だったが、83年には39行になり、その資産は、145億ウォンから4兆2000億ウォン(290倍)にも増加した。また同期間に、その貸出額は、98億ウォンから3兆ウォン(318倍)に増加したが、自行内借入は、37億ウォンから3兆ウォン(803倍)に増加した。ここから、在韓外銀は自行内取引を通じて資金を調達し、それを貸出している、といえる。そして、在韓外銀は、韓国内の顧客への外貨建貸付に係る利子収益などが免税されているうえに、国際金融市場で安い資金を取入れ、金利の高い韓国内で貸出をすることから高い収益をえている。

さて、在韓米銀は、1967年にチェースマンハッタン銀行が支店を開設して以来、83年末現在13支店が存在し、その総資産は70年の112億ウォンから80年の1兆2000億ウォンに、年率平均60%の増加を示した。これにたいし、同期間の地場銀行のその伸びは34%にすぎなかった。その結果、1980年時点で在韓米銀支店の資産は、在韓外銀のその52%、韓国全体のその7.7%に達した。在韓米銀支店の貸出額は、70年の87億ウォンから80年の7050億ウォン(81倍)に増加したが、そのうち約3分の2は国内向けの外貨貸出である。預金も同期間に200倍も増加したが、それは貸出の10%弱であり、この不足分の多くを自行内取引によって調達している。在韓米銀支店は、他の外国銀行と同じように高い収益性を獲得している。たとえば、81年の資産収益率は、米銀支店が1.2%、非米外国銀行支店が1.03%であるのにたいし、5大地場銀行のそれは0.4%であった。しかも米銀は、貸出額の10~15%を両建預金させ、これがまた米銀にとっては安い資金源となっている。80年代以降他の外国銀行との競争のな

表3 米銀国内店・在外支店の対外債権残高

(単位: 億ドル, %)

	ド ル 建 債 権						構 成 比 (%)			
	1975	1978	1980	1981	1983	1985	1975	1980	1981	1985
G10 諸国とスイス	880	1,247	1,621	1,755	1,680	1,557	52.7	46.1	42.3	38.6
フランス	85	122	141	153	163	126	5.1	4.0	3.7	3.1
	(16)	(37)	(29)	(41)	(88)	(93)				
ドイツ	78	113	121	129	113	110	4.7	3.4	3.1	2.7
	(4)	(9)	(9)	(9)	(13)	(16)				
イギリス	363	473	674	701	654	669	21.7	19.1	16.9	16.6
	(52)	(101)	(149)	(237)	(474)	(646)				
日本	149	206	265	302	299	273	8.9	7.5	7.3	6.8
	(109)	(127)	(213)	(73)	(304)	(343)				
その他先進国	107	194	216	284	361	305	6.4	6.1	6.8	7.6
OPEC 諸国	69	227	227	248	289	218	4.1	6.4	6.0	5.4
非 OPEC 途上国	342	526	774	963	1,116	1,068	20.5	30.0	23.2	26.5
ブラジル	80	149	162	191	231	256	4.8	4.6	4.6	6.3
	(34)	(62)	(105)	(170)	(247)	(253)				
メキシコ	90	108	159	216	261	253	5.4	4.5	5.2	6.2
	(37)	(54)	(126)	(224)	(348)	(322)				
韓国	24	39	71	94	113	97	1.4	2.0	2.3	2.4
	(18)	(23)	(57)	(73)	(99)	(92)				
東欧諸国	37	69	74	78	53	41	2.2	2.1	1.9	1.0
オフショア・バンキング・センター	194	309	470	637	705	674	11.6	13.4	15.3	16.7
バハマ	73	104	137	190	218	216	4.4	3.9	4.6	5.4
	(76)	(215)	(294)	(433)	(596)	(577)				
その他	41	90	138	188	170	171	2.6	3.9	4.5	4.2
	1,670	2,662	3,520	4,152	4,373	4,035	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 括弧内は在米銀行の当該国に対する債権。

重複をさけるため、米銀国内店の在外支店向け債権および在外支店の同一銀行在外支店向け債権を除く。また、1978年6月以降の米銀国内店の対外債権は、銀行自身のドル建債権であり、それより前のものは、米国内顧客の対外債権や外貨建債権をふくむ。

(出所) Federal Reserve Bulletin, various issues より作成。

かで在韓米銀もリース、プロジェクトファイナンス、資金管理業務など業務多角化をすすめている。

米銀は、以上のように先進資本主義国、オフショア・バンキング・センター、NICs などそれぞれ性格を異にする金融市場に在外拠点を築き、そのネットワークによりワールド・ワイドの規模で利潤の極大化をめざすのである。

3 米銀の対外活動とその諸結果

これまででは、在米銀行と米銀在外支店による各々の対外貸出についてみてきたが、ここでは両者を総合してみよう。米銀国内店および在外支店による対外債権は、表3のとおり、75年の1670億ドルから85年の4035億ドル(2.4倍)に増加したが、同期間の在米銀行の対外債権の伸び(7.4倍)よりも、はるかに小さい。これは前述のとおり在

外支店の対外債権の伸びが81年以降鈍化したことによる。

そこで、この点を特定国を対象にして、もう少し詳しくみてみよう(表3)。すなわち、1975年から80年までの在米銀行の対外債権の伸びと米銀国内店・在外支店の対外債権の伸びとを比較すると、イギリスについては2.9倍と1.9倍、フランスについては1.8倍と1.7倍、韓国については3.2倍と3.0倍、バハマについては3.9倍と1.9倍、ブラジルについては3.1倍と2.0倍、メキシコについては3.4倍と1.8倍となっており、いずれも在米銀行による対外債権の伸びの方が大きい。さらに81年から85年までの間の在米銀行の対外債権の伸びと米銀国内店・在外支店のそれとを比較すると、イギリスについては2.3倍と0.9倍、フランスについては2.2倍と0.8倍、韓国については

1.3倍と1.1倍、パナマについては1.3倍と1.1倍、ブラジルについては1.5倍と1.4倍、メキシコについては1.6倍と1.2倍になっており、1981年以降、とくに先進国については在外支店による貸出が絶対的にも減少するなかで、在米銀行の対外貸出が増えたのである。とくに、イギリスにたいする在米銀行の債権の増大と米国内店・在外支店の債権の絶対的減少は、米銀ロンドン支店の対外取引における地位低下をしめしている。

1973年末において銀行対外貸出の90%近くが在外支店によって行われていた¹⁹⁾。その際、ロンドン支店とパナマ・ケイマン支店とが中核的役割を担ったことは既述のとおりである。ところが81年のIBF設立以降、米銀の対外貸出のパターンは大きく変わり、在外支店を中軸としていた対外貸出は、在米銀行を軸とするものになったのである。もちろん、こうした変化によって在外支店の意義が一方的に低下したわけではない。米銀はむしろ、国内店の従来の勘定、IBF勘定、各在外拠点を通じて利潤の極大化をはかるべく、国内・国際・現地銀行業を再編しているのである。

つぎに、こうした変化を経てきた米銀の対外活動が銀行業にたいしてもたらした諸結果について指摘しておこう。

まず第1に、米銀は「石油危機」以降も引き続き一層の在外拠点網を形成し、多国籍銀行として発展してきた。米銀の在外支店数は、前述のとおり75年の762店から84年には905店にまで増加した。また、米銀の全預金に占める海外預金のシェアをみると、1980年において、たとえばBank Americaの場合は56.3%、Chase Manhattanの場合は53.6%、Citicorpの場合は72%、J. P. Morganの場合は51.8%、また海外貸出のシェアは、それぞれ、36.8%、56.9%、53.0%、56.3%、海外資産のシェアは、それぞれ42.5%、52.7%、63.4%、52.5%²⁰⁾となっており、今や大手米銀にとっては対外活動は付随的なものではなく、

むしろ逆に国内業務をグローバルな活動の部分とさめみなしうような規模になったのである。ワールド・ネットワークの発展とともに米銀は、自行在外支店間取引を増加させ、これに加えてIBF設立以後は本・支店間取引も急増し、自行内取引が急増した。これとは逆に、他の在外銀行との取引は一貫して減少している。これは、即座に情報を入力し資金を移動できるエレクトロニック・バンキング技術の発展とも相まって、為替リスクや利率の管理には、他行とのインター・バンク取引よりも、自行内部取引によって、もっと有効な手段を開発してきたことをしめしている。

第2に、途上国向け貸出の増大とそれに伴う銀行経営の悪化である。既述のように米銀は、「石油危機」以降OPECのオイルダラーの非産油途上国へのリサイクリングを果たした。先進国のスタグフレーションと財政赤字により国際的公的金融の拡大が不十分であり、またユーロ債や外債発行も困難であるという状況のもとで、非産油途上国は銀行借入に依存したのである。それは貸し手である銀行側のHigh Risk High Return戦略とも合致したが、その貸出先は民間銀行の商業ベースにもとづくので、高成長を遂げていたラテン・アメリカやアジアのNICsに集中した。そして1982年末には、非OPEC途上国の対外債務総額2053億ドルのうち642億ドル(31.2%)は、米国9大銀行の貸出であり、これは米銀全体の対非産油途上国貸出の3分の2を占めた²¹⁾。この結果、9大銀行の途上国向け債権の対自己資本比率は82年において300%²²⁾近くにもなり、途上国の累積債務が借り手側の問題にとどまらず、貸し手側の累積債権問題に直結する運命共同体の関係をつくり出した。このため米銀は、途上国貸出を抑制するとともに資本金の増加を図ってきた。その結果、同比率は84年には200%余り²³⁾にまで回復した。しかし、こうした途上国貸出の抑制や不良債権やロスが発生により、米銀の海外収益シェアは83年には82年を軒なみ下回り、Citicorpが68%→

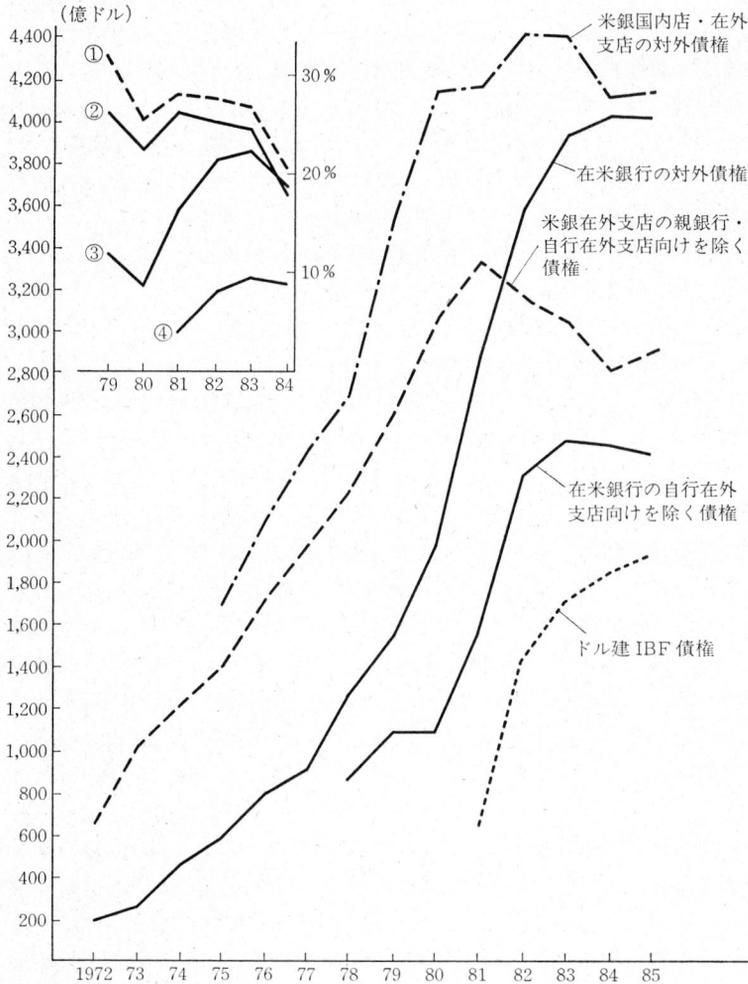
19) Brimmer, A., and Dahl, F., "Growth of American International Banking: Implications for Public Policy," *Journal of Finance*, May 1975, p. 346.

20) 各行のAnnual Reportsより算出。

21) *Federal Reserve Bulletin*, Oct. 1985, p. 760.

22), 23) MGT, *World Financial Markets*, July 1985, p. 9.

図1 米銀の対外債権と国際的地位



(注) ①, ②, ③, ④は、それぞれ BIS 報告銀行の対外資産に占める、① 米銀在外支店の資産、② 米銀国内店・在外支店の対外資産、③ 在米銀行の対外資産、④ IBF 資産、の各シェア(%)。
 (出所) BIS, Annual Reports, Federal Reserve Bulletin, various issues, Treasury Bulletin, various issues より作成。

55%, Chase が 65%→43%, Bank America が 63%→50%, Morgan が 64%→54%, Continental Illinois が 60%→8% などとなった²⁴⁾。

第3に、米銀は国際化にともない、新たな業務を開拓し、業務の多角化をすすめた。国際金融市場では80年代に入って以降、ユーロボンドの発展が著しいが、米銀は、国内ではグラス＝ステイガー法によって禁止されている証券の引受・売

24) 各行の Annual Reports より。

買業務に参入することにより新たな業務拡大を図っている。ユーロ・ボンドの引受けは、米欧の投資銀行が主流を占めていたが、引受額ベースで82年には Morgan Guaranty(4位)と Citicorp(17位)が上位20位以内に入っている²⁵⁾。76年には Manufacturers Hanover が19位に入っていたにすぎないから²⁶⁾、米銀はこの分野で着実な地歩を築いている。このように米銀は、海外でマーチャント・バンキングをはじめ各種の非銀行金融業務(消費者金融、リースなど)や非金融業務に参入し、たとえば、海外子会社の総資産は81年には822億ドル²⁷⁾に達した。1974年の米国30大銀行の海外子会社の資産は、232億ドル²⁸⁾であったので4倍近くに増大している。こうした米銀の業務の多角化は、各種手数料をはじめとする非利息収益を生みだし、その結果、収益のうち非利息収益のシェアは、1984年において Bank America の場合 26.4%(74年では7.6%), Chase の場合 27%(74年では18%), J. P. Morgan の場合 39%(74年では9.1%), Citicorp の場合 46%(74年では27%), など各々上昇した²⁹⁾。

25) Euromoney, Feb. 1983, p. 107.

26) O. Pastré, op. cit., p. 162.

27) J. V. Houpt and M. G. Martinson, Foreign Subsidiaries of U. S. Banking Organizations (F. R. S. Staff Studies), p. 8.

28) FINE Study, op. cit., p. 845.

29) Citicorp は、投資銀行業を発展させるために、7000人のスタッフが当該部門に従事しており、これ

4 米銀の国際的地位と今後の展望

IBF 発足は、米銀在外支店の対外債権を急減し、在米銀行の対外債権を急増させ、従来の米銀の対外貸出パターンを大きく変えるものとなった(図1)。IBF の発展とともに、BIS 報告銀行の対外資産全体に占める IBF のシェアは、81年の4.1%から84年の8.8%に上昇し、米国金融市場を国際金融市場として押し上げるという連邦準備制度理事会の所期の目標はある程度達成された、といえよう。だが同時に、急増した在米銀行の対外債権の増加率はIBFの増加率を反映したものであり、他方、在外支店の対外債権は減少したのであり、その結果、米銀国内店・在外支店の対外取引は停滞ないし減少させた。そして、BIS 報告銀行の対外資産に占めるそのシェアも、図1のとおり低下したのであり、米銀はIBF 設立により国際金融市場における地位を高めたとはいえないのである。

しかも図1は、米銀の国際的地位をしめすものとしては、つぎの2点が考慮されなければ不正確である。すなわち、第1に外国銀行のIBFの存在である。たとえば、82年末においてIBF資産1440億ドルのうち過半を占める730億ドルが外銀のIBF資産であった³⁰⁾。第2に、1970年代中頃から本格化してきた外国銀行の対米進出である。たとえば、1981年末において、外銀の支店、営業所、子会社の総資産は在米銀行の全資産の13.4%³¹⁾を占めたのであり、その比率は年々たかまっている。

ところで、こうした米銀の国際的地位の相対的低下は、たんに銀行業にかかわるだけでなく米国経済全体の地位低下と結びついた構造的な性格をもつものと考えられる。かつて『現代の帝国主義』の著者マグドフは、国際銀行業の発展が、「帝国主義的秩序の指導者」としての「アメリカの新しい

役割」のための恰好の手段となっている、として、「(a) 地球をおおうアメリカの軍事的・政治的関与、(b) 多国籍工業帝国の創設におけるアメリカ資本の圧倒的な地位、(c) 国際的な決済・信用・準備のための基本的な手段としてのドルの地位の上昇、(d) 多国籍銀行業務の発展——これらのむすびつきほど当然なことはめったにないであろう³²⁾、とのべた。だが彼が、このようにのべた1969年の直後からアメリカ経済は、その圧倒的な優位喪失の軌跡を辿っていたのである。60年代後半に本格化したベトナム戦争による世界的な「ドル散布」、それに続く73年のベトナム戦争の敗北と変動相場制=IMF体制の崩壊は、軍事的支配力とドルの地位の低下を導いた。さらに80年代に入って以降の経常収支の赤字は、貿易収支赤字の急増と投資収益収支黒字の急減によるものであるが、このことは基本的には輸出競争力の低下、そして米系多国籍企業の国際競争力の弱体化と非米資本の対米投資の増大ともとづいている。米銀の国際的地位の低下が、上述のようなかつてのアメリカ経済の圧倒的な優位の崩壊と結びついている以上、銀行の貸借関係が対外投資ポジションの大きな構成要因となることは、対外投資ポジションをより一層不安定なものにせざるをえないだろう(表4)。

しかし、その地位低下にもかかわらずドルは依然として基軸通貨であるし、多国籍銀行のワールドネットワークや国際銀行業のノウハウについても米銀が優位にあることも事実である。米銀はこうした優位にもとづいて、対外的には進出先の各国にたいし金融の自由化、開放化を求め、対内的には、吸収合併により大規模化をはかりつつ³³⁾、

(1) 金利規制(レギュレーションQ, 86年に撤廃),

32) Harry Magdoff, *The Age of Imperialism*, 1969, p. 67(邦訳 p. 73)。

33) 農業、エネルギー関連の銀行を中心に倒産や業績悪化が生じており、合併件数は1981年の180件から85年には236件に増えた。そして資産3500万ドルを越える合併の場合、85年において60%近くが州際合併であった(*The Economist*, May 10 1986, p. 71)。1986年の初頭には、全米50州のうち26州が、なんらかのかたちで州際合併を認めている(“International Banking Survey,” *The Economist*, March 22 1986, p. 23)。

は大手投資銀行である Salomon Brothers と First Boston のスタッフの合計よりも多い。“Corporate Finance Survey,” *The Economist*, June 7, 1986, p. 11.

30) H. S. Terell and R. H. Mills, Jr., *op. cit.*, p. 186.

31) OECD, *The Internationalisation of Banking*, 1983, p. 182.

表4 アメリカの対外投資ポジションと経常収支

(単位: 億ドル, %)

	億 ド ル					構 成 比(%)			
	1972	1976	1980	1981	1984	1972	1980	1981	1984
対外資産	1,987	3,472	6,069	7,197	9,147	100.0	100.0	100.0	100.0
公的準備資産	132	187	268	301	349	6.6	4.4	4.2	3.8
政府資産	361	460	636	670	846	18.2	10.5	9.3	9.2
民間資産	1,494	2,824	5,166	6,212	7,951	75.2	85.1	86.5	87.0
直接投資	899	1,368	2,154	2,283	2,334	45.2	35.5	31.7	25.5
証券投資	274	442	627	635	899	13.8	10.3	8.8	9.8
非銀行債権	114	203	347	359	288	5.7	5.7	5.0	3.3
銀行債権	207	811	2,039	2,935	4,430	10.4	33.6	40.8	48.4
対外債務	1,617	2,636	5,008	5,790	8,864	100.0	100.0	100.0	100.0
外国公的資産	630	1,044	1,761	1,804	1,990	39.6	35.2	31.2	22.5
外国民間資産	987	1,591	3,247	3,986	6,824	60.4	64.8	68.8	77.5
対米直接投資	149	308	830	1,087	1,596	11.7	16.6	18.8	18.0
財務省証券	12	70	161	185	569	2.7	3.2	3.2	6.4
対米証券投資	507	549	741	754	1,282	20.8	14.8	13.0	14.5
非銀行債務	107	130	304	306	305	4.9	6.1	5.3	3.4
銀行債務	212	535	1,211	1,654	3,122	20.3	24.2	28.6	35.2
純 資 産	370	836	1,060	1,407	282				
経常収支	-58	42	19	63	-1,015				

(注) 銀行債権には、少額であるが外貨建債権および銀行の国内顧客債権も含む。ここでいう銀行とは、米国免許をもつ米銀と外国銀行の在米子会社をいう。

(出所) *Survey of Current Business*, June 1985, pp.27, 41.

(2) 業際規制(グラス＝スティーガル法)³⁴⁾、(3) 州際業務規制(マクファデン法)、の緩和・撤廃を求めている。さらに、米国金融市場を国際金融市場として高めていくには、より一層のIBFの自由化が求められるだろう。米銀によるこうした内外にわたる金融の自由化の促進は、大手多国籍銀

行の利害を推進し、より一層の銀行業の寡占化をもたらすだろう。だが、それは連銀の金融政策の有効性を減じるであろうし、その「公共政策」としての利害と対立せざるをえないだろう。

(静岡大学人文学部)

34) 銀行の証券業務兼営を禁じた同法との関連で注目されるのは、1982年のBank AmericaによるCharles Schwab & Co.の買収によるブローカー業務参入をめぐる訴訟事件である。シュアブ商会は、1975年の証券の委託売買業務手数料の自由化以降台頭しているディスクアウント・ブローカーと呼ばれる証券会社の中では最大の存在であり、全米に38支店をもつ。裁判は、SIA(証券業者協会)の提訴によって引きおこされたが、最高裁は、1984年6月に、①投資アドバイスを行わない、②小売り証券ブローカー業、証拠金貸付、顧客勘

定の維持および保管サービスは、銀行業と密接に関連しており、同法がいう証券業務にあたらない、として、FRBの同伴にたいする買収認可を支持した。これによって、Bank Americaは、証券業務だけでなく州際業務への足がかりもえたといえよう。詳しくはS. D. Felgran, "Bank Entry into Securities Brokerage: Competitive and Legal Aspects," *New England Economic Review*, Nov.-Dec. 1984(『証券資料』No. 89に中本・柴田共訳で所収)を参照。